

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>春日部久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町字宮東八九番地先から同郡同町字中島九一一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年十月十八日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三三二・八四メートル</p>	<p>備考</p>